

外国人材雇用の現状と課題①

はじめに — 外国人材が注目される背景 —

経済協力開発機構（OECD）がまとめた最新の「外国人移住者統計」によると、2015年に日本へ移住した外国人数は前年比約55千人増の約39万1千人に上り、ドイツ（約201万6千人）、アメリカ（約105万1千人）、イギリス（47万9千人）に次ぐ第4位となっている。また、法務省の「在留外国人統計」によると、移住者の増加を受け、日本で暮らす外国人数は2017年12月末時点で過去最高の256万人となっている。このうち、約半数が働いており、外国人労働者数は全国で約128万人、5年前に比べ約2倍に達している。

こうしたなか、日本の生産年齢人口は年々減少しており、少子高齢化も相俟って人手不足が強まっている。この人手不足は30年に644万人に達するという調査結果^(注1)もあり、その担い手として期待が高まっているのが外国人材である。政府は、移民政策^(注2)を採らないという方針のもと、在留資格の新設^(注3)を閣議決定し、新制度のもとで25年頃までに50万人超の受入れ拡大を見込んでいる。

本稿では、県内の外国人数と労働者数の推移をみたうえで、外国人材の雇用のうち、「留学生の就職」に焦点を当てレポートする。

(注1) パーソル総合研究所と中央大学の共同研究の共同研究「労働市場の未来推計2030」

(注2) 国連は、通常の居住地以外の特定の国に少なくとも1年間居住する人を「移民」と定義している。

(注3) 政府は、高度人材に限定していた就労目的の在留資格を来年4月から単純労働を含む分野に広げる方針。建設、造船など14分野を想定している。

出身国別・在留資格別にみた外国人数 — 東南アジア出身者が急増 —

長崎県内で暮らす外国人数が、この5年でどの程度増加したのかみてみよう。

2013年の県内の総人口140.6万人のうち外国人は7,995人であったが、17年には総人口が4.1万人減少し136.5万人となるなか、外国人は2,223人増加し10,218人となった。これを出身国別にみると、中国が約2割減少したものの2,535人と最も多く、以下、ベトナム1,786人（同2.2倍増）、フィリピン1,579人（同1.7倍増）と続き、カンボジア、台湾、ミャンマーなどを含めると、県内の外国人は特に東南アジア出身者が増加していることがわかる。

図表1 長崎県内の出身国別の外国人数

(人)

| 2013年 | | 2014年 | | 2015年 | | 2016年 | | 2017年 | |
|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 7,995 | 総数 | 8,295 | 総数 | 10,979 | 総数 | 11,735 | 総数 | 10,218 |
| 中国 | 3,138 | 中国 | 2,827 | 中国 | 2,720 | 中国 | 2,579 | 中国 | 2,535 |
| 韓国・朝鮮 | 1,262 | 韓国・朝鮮 | 1,239 | フィリピン | 1,411 | フィリピン | 1,648 | ベトナム | 1,786 |
| フィリピン | 921 | ベトナム | 1,065 | 韓国 | 1,302 | ベトナム | 1,569 | フィリピン | 1,579 |
| ベトナム | 807 | フィリピン | 1,023 | ベトナム | 1,250 | 韓国 | 1,298 | 韓国 | 1,175 |
| 米国 | 444 | 米国 | 490 | 米国 | 489 | 米国 | 502 | 米国 | 489 |
| ネパール | 323 | ネパール | 346 | ポーランド | 451 | エストニア | 376 | インドネシア | 353 |
| インドネシア | 143 | インドネシア | 170 | リトアニア | 392 | インドネシア | 353 | カンボジア | 307 |
| タイ | 90 | カンボジア | 138 | エストニア | 377 | カンボジア | 328 | ネパール | 302 |
| 台湾 | 86 | 台湾 | 104 | ネパール | 322 | ネパール | 318 | 台湾 | 169 |
| 英国 | 83 | タイ | 83 | インドネシア | 262 | リトアニア | 246 | ミャンマー | 141 |
| その他 | 698 | その他 | 810 | その他 | 2,003 | その他 | 2,518 | その他 | 1,382 |

(各年10月末の人数)

資料：法務省 在留外国人統計

また、在留資格別にみると、17年は「技能実習」^(注4)が13年比1.8倍増の2,835人と最も多く、次いで、「留学」が1,996人(11.9%増)、「永住者」が1,763人(5.5%増)、「技術・人文知識・国際業務」が622人(1.9倍増)、「技能」が293人(3.6倍増)となっている。

(注4) 技能実習生は、日本で働きながら技術を学ぶ外国人。母国の発展に活かしてもらうことが目的のため、在留期間は最長5年に限られる。農業、建設、食品製造業など77職種が対象。

図表2 長崎県内の在留資格別外国人数

(人)

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 合計 | 7,995 | 8,295 | 10,979 | 11,735 | 10,218 |
| 技能実習 | 1,591 | 1,713 | 2,249 | 2,736 | 2,835 |
| 留学 | 1,784 | 1,917 | 1,886 | 1,897 | 1,996 |
| 永住者 | 1,671 | 1,701 | 1,715 | 1,730 | 1,763 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 334 | 398 | 568 | 685 | 622 |
| 特定活動 | 127 | 128 | 211 | 332 | 334 |
| 技能 | 81 | 154 | 1,786 | 1,801 | 293 |
| その他 | 2,407 | 2,284 | 2,564 | 2,554 | 2,375 |

(各年10月末の人数)

資料：法務省 在留外国人統計

外国人材の雇用について

外国人労働者が日本で働くためには、一定の条件を満たさなければならない。日本国内で就労できる外国人は、5つのカテゴリーに分けられる(図表3)。

図表3

| 在留資格 | 概要 |
|--|---|
| ①就労可能な在留資格による就労 (就労が認められる在留資格・就労ビザ) | <ul style="list-style-type: none"> 在留資格28種類のうち就労目的で取得される資格(就労ビザ)に該当するものは18種類ある。 就労ビザによる就労範囲は在留資格ごとに定められており、それ以外の仕事に就くことはできない。 |
| ②特定活動 | <ul style="list-style-type: none"> 外交官等の家事使用人やワーキングホリデー等。 |
| ③技能実習(1号～3号) | <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生 |
| ④原則として就労が認められない在留資格 (資格外活動) | <ul style="list-style-type: none"> 留学や家族滞在など5種類の在留資格には、原則就労が認められていない。但し、資格外活動の許可を受けることによりアルバイトやパートとして就労することができる。 |
| ⑤永住者、特別永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者など (身分に基づく在留資格) | <ul style="list-style-type: none"> 就労制限のない在留資格は、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格のみ。 |

資料：法務省入国管理局資料を基に作成

県内の外国人労働者数と外国人雇用事業所数の推移

(1) 在留資格別にみた県内の外国人労働者数

県内の外国人労働者数をみると、近年、増加の一途を辿っており、2013年の3千人台から17年には5,555人へと1.8倍に増加した。このうち最も多い「技能実習」は2,628人と13年比で倍増となった。これに次ぐのが「資格外活動」の1,134人で全体の2割を占め、うち「留学」が1,057人に上る。この留学ビザは原則として就労が認められていないものの、資格外活動の許可を取得すると週

図表4 在留資格別にみた県内の外国人労働者数の推移

(人、%)

| | | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全在留資格計 | | 3,027 | 3,631 | 4,210 | 5,410 | 5,555 |
| ①専門的・技術的分野の在留資格 | 合計 | 629 | 720 | 704 | 811 | 878 |
| | (構成比) | 20.8 | 19.8 | 16.7 | 15.0 | 15.8 |
| | うち技術・人文知識・国際業務 | 241 | 288 | 301 | 335 | 371 |
| ②特定活動 | 合計 | 6 | 8 | 69 | 307 | 312 |
| | (構成比) | 0.2 | 0.2 | 1.6 | 5.7 | 5.6 |
| ③技能実習 | 合計 | 1,352 | 1,538 | 1,964 | 2,476 | 2,628 |
| | (構成比) | 44.7 | 42.4 | 46.7 | 45.8 | 47.3 |
| ④資格外活動 | 合計 | 597 | 869 | 952 | 1,198 | 1,134 |
| | (構成比) | 19.7 | 23.9 | 22.6 | 22.1 | 20.4 |
| | うち留学 | 530 | 812 | 904 | 1,132 | 1,057 |
| ⑤身分に基づく在留資格 | 合計 | 443 | 496 | 521 | 618 | 603 |
| | (構成比) | 14.6 | 13.7 | 12.4 | 11.4 | 10.9 |
| | うち永住者 | 278 | 320 | 345 | 396 | 379 |
| | うち日本人の配偶者等 | 126 | 138 | 145 | 168 | 156 |
| | うち永住者の配偶者等 | 5 | 6 | 7 | 12 | 13 |
| | うち定住者 | 34 | 32 | 24 | 42 | 55 |

(各年10月末の人数)

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況表一覧

28時間（長期休暇時は1日8時間、週40時間）まで、パートやアルバイトなどの就労が可能となっている。なお、留学生^(注5)が国内企業等に就職する際には、在留資格を変更しなければならない。これまでのケースをみると、変更後の資格は「技術・人文知識・国際業務」が全体の約9割に上る。また、卒業後も就職活動を継続する場合は、申請を行い「特定活動」（就職活動）が認められると、6カ月間（1回まで更新が可能で、卒業から最長1年間）就職活動をすることができる。

（注5）長崎留学生支援センターによると、県内大学等への留学生数は、短期留学生や交換留学生などを含めると約2,500人である。

（2）外国人雇用事業所数と産業別にみた県内の外国人労働者数

外国人を雇用している県内の事業所数は増加傾向を辿っており、13年の748社から17年は1,033社と、この5年で300社近く増加した。

また、17年の外国人労働者数は全産業で5,555人。これを業種別にみると製造業が2,314人（41.7%）と最も多く、以下、卸売業・小売業が644人（11.6%）、宿泊業・飲食サービス業が498人（9.0%）、教育、学習支援業が406人（7.3%）、建設業が183人（3.3%）となっている。

図表5 産業別にみた県内の外国人労働者数の推移 (社数、人、%)

| | | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数 | | 748 | 840 | 914 | 1,014 | 1,033 |
| 全産業計 | | 人数 | 3,027 | 3,631 | 4,210 | 5,410 |
| うち建設業 | 人数 | 74 | 85 | 121 | 148 | 183 |
| | 構成比 | 2.4 | 2.3 | 2.9 | 2.7 | 3.3 |
| うち製造業 | 人数 | 1,141 | 1,360 | 1,732 | 2,333 | 2,314 |
| | 構成比 | 37.7 | 37.5 | 41.1 | 43.1 | 41.7 |
| うち情報通信業 | 人数 | 12 | 16 | 21 | 22 | 19 |
| | 構成比 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.3 |
| うち卸売業、小売業 | 人数 | 304 | 430 | 498 | 636 | 644 |
| | 構成比 | 10.0 | 11.8 | 11.8 | 11.8 | 11.6 |
| うち宿泊業、飲食サービス業 | 人数 | 241 | 329 | 370 | 442 | 498 |
| | 構成比 | 8.0 | 9.1 | 8.8 | 8.2 | 9.0 |
| うち教育、学習支援業 | 人数 | 392 | 413 | 405 | 419 | 406 |
| | 構成比 | 13.0 | 11.4 | 9.6 | 7.7 | 7.3 |
| うちサービス業（他に分類されないもの） | 人数 | 59 | 78 | 90 | 153 | 165 |
| | 構成比 | 1.9 | 2.1 | 2.1 | 2.8 | 3.0 |

（各年10月末現在）
資料：厚生労働省 外国人雇用状況の届け出状況表一覧

県内企業の留学生の採用意欲

当社が今年8月に実施した県内主要企業459社への「外国人雇用に関するアンケート」（回答344社）の結果から、留学生の採用について抜き出してみると、「過去に雇用したことがある、現在雇用している」と回答した企業は40社であった。また、今後については「現在の雇用実績はな

いが、採用を検討したい」と回答した企業が8社あり、業種は食料品製造業、一般機械製造業、飲食業、旅館・宿泊業などであった。

これらの企業から外国人材を雇用するメリットとして寄せられたコメントでは、「人手不足の解消につながる」といった意見のほか、「日本人社員に新たな気づきを与え、意識改革や職場の活性化につながる」、「訪日外国人への対応、事業の海外展開や販路開拓につなげたい」といった前向きな意見もみられた。

一方、外国人材の雇用に積極的になれない理由としては、在留資格の確認や届け出といった労務管理にかかる負担を挙げる意見が多く、「住環境を整備すること」、「日本で仕事をするうえで必要となるレベルの日本語を習得してもらうこと」、「日本の習慣に慣れてもらうこと」などにかかる支援を求める意見もみられた。

留学生の就職状況

法務省入国管理局のまとめ（「平成28年における留学生の日本企業等への就職状況」）によると、2016年に日本企業等に就職した留学生は19,435人（前年比24.5%増）に上ったが、留学生全体に占める割合は3割程度にとどまっている。そこで政府は16年にまとめた「日本再興戦略」で、外国人留学生の日本国内での就職率を5割へ高める目標を設定し、留学生の就職支援を本格化、17年度から文部科学省が「留学生就職促進プログラム」を始めた。

なお、県内の留学生の就職状況については、長崎留学生支援センターによると、17年3月現在（専門学校、日本語学校を除く）、卒業者273人のうち、県内就職が30名、国内就職が55名、海外就職が31名、進学・帰国が157名となっている。

留学生の就職に関する課題と支援

（1）留学生の就職に関する課題

文部科学省がまとめた外国人留学生の就職に関する課題をみると、留学生は企業や行政等への要望事項として、①日本独特の就職活動に関するアドバイスや日本語習得のための支援、②企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示、③留学生向けの就職情報の充実などを挙げている。

一方、企業側からみた、留学生に就職活動の際努力して欲しい点としては、①日本語能力を向上させること、②日本企業で働くことに対して理解すること、③業界研究・企業研究を行うこと、などを挙げている。

(2) 留学生を対象とした就職支援

①長崎留学生支援センター

長崎留学生支援センターでは、留学生の就職を支援するため、留学生、企業双方にとっての課題の解決に取り組んでいる。その支援の概要を図表6のとおりまとめた。これらの活動のなかから、留学生の地元企業への就職につながったケースもあり、着実に成果を挙げている。県内企業の人手不足の状況が続き、外国人材の採用を前向きに捉える企業もみられるなか、留学生が抱える悩みをサポートする体制を整備し、企業との接点を増やし相互の理解が深まれば、今後、さらに多くの即戦力となる留学生が県内企業に就職してくれることが期待できる。

図表6 長崎留学生支援センターが実施する留学生の就職支援活動

| 項目 | 今後の開催時期 | 概要 |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| 留学生就職ガイダンス 〔ヤングハローワーク 長崎主催〕 | 30年10月31日 (開催済) 23名参加 | ・留学生の就職状況や、在留資格の変更、日本で就職するために大切なことなどについて、専門スタッフやアドバイザーが解説。留学生を対象に就職活動について考える機会を設ける。 |
| 留学生の採用に向けて 『人財』活用セミナー | 30年12月3日開催 予定 | ・企業関係者へ留学生の雇用についての情報提供を行い、留学生の活躍を紹介し、雇用事例や留学生を介しての海外とのネットワーク構築などの情報を提供。留学生の雇用全般について理解すると共に、留学生の雇用に当たっての心得、課題などの情報を共有することを目的としている。 |
| ソリューション型インターンシップ | 30年12月1日開催 予定 | ・留学生に長崎の課題に対する解決策を提案してもらおう。これにより、長崎の企業、地域に関心を持ってもらい、長崎への就労、帰国後の長崎とのネットワーク構築につなげる。 |
| 企業と留学生の交流会 | 31年1月開催予定 | ・留学生と企業双方の理解を深めるための交流会。企業が留学生のことを知り、留学生も県内企業のことを知る機会をつくる。 |

資料：長崎留学生支援センターの資料を基に当社にて作成

② ハローワーク長崎 — 外国人雇用管理アドバイザー —

ヤングハローワーク長崎「留学生コーナー」では、留学生（日本語での日常会話ができる日本語能力検定試験N1レベル）の職業相談・紹介他・新規学校卒業者等の求人の受付を行っている。

毎週水曜日午後14：00～17：00は予約制による外国人雇用管理アドバイザーによる相談を行っており、日本での就職を希望する留学生、留学生の正社員採用を検討する企業の方からの在留資格の変更等に関する質問に専門的なアドバイスなどを行っている。

ヤングハローワーク長崎：長崎市川口町13-1 西洋館3F

電話：095-819-9000

開庁時間：10:00～18:30（土日祝・年末年始・西洋館休館日を除く）

③就職支援サイト Work in Kyushu（ワークイン九州）

九州での就職を希望する留学生を支援するため、17年1月、九州7県と九州経済産業局、九州

九州の留学生と企業をつなぐ人材マッチングサイト

九州で働こう！九州で採用しよう！

Work in Kyushu

Work in Kyushu 検索

就職したい企業が
みつける！

採用したい留学生が
みつける！

サイトに登録して、
ニーズにマッチした
留学生・企業と
会いましょう！

留学生向け
<http://blog.kghrpc.org/candidate/>

企業向け
<http://blog.kghrpc.org/company/>

資料：福岡県留学生サポートセンター運営協議会事務局

経済連合会が連携し、人材マッチングサイト「Work in Kyushu（ワークイン九州）」を開設した。

このサイトでは、無料で①求職・求人情報が検索ができる（正規雇用に加えてアルバイト求人も掲載が可能）、②留学生の自己PR動画の撮影と投稿ができる、③ビデオ通話でオンライン面接などができるといった機能に加え、日本での就職活動のノウハウや、採用時に必要なビザ申請手続きの解説などの採用に役立つ情報も紹介している。

18年9月末時点での登録企業数は178社、留学生数も211人とまだ少ないことから、県では利用を呼び掛けている。

さいごに

これまでみてきたように、県内企業が留学生をはじめとする外国人を雇用する場合には、在留資格の確認や届け出など多くの労務管理に係る負担が発生することになるが、そのコストをかけてでも、雇用したことによるメリットは大きいとの考え方が広がりつつある。

既に多くの外国人が県内で暮らしており、その半数が働いていることから、今後、単なる労働政策だけではなく、細やかな受入れ体制の整備を検討し暮らしやすいまちづくりへと繋げていくためにも、受け入れを行う企業だけでなく、国や自治体のほか、地域コミュニティも、それぞれの役割を考えていく必要がある。

（泉 猛）